

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県病害虫防除用機具貸付規則
- ◇告示 通信地図修正測量の終了
農業委員会との区域変更

規則

鳥取県病害虫防除用機具貸付規則をここに公布する。

昭和三十年七月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十一号

鳥取県病害虫防除用機具貸付規則

(総則)

第一条 病害虫防除用機具（以下「防除機具」という。）の貸付については、この規則の定めるところによる。

(貸付の範囲)

第二条 防除機具は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、主要食糧農作物の増産を図るため、市町村、農業共済組合又は農業協同組合であつて所轄病害虫防除所長（以下「所長」という。）が必要と認めるものに対し貸付ける。

(貸付の申請)

第三条 防除機具を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は病害虫防除用機具借受申請書（様式第一号以下「申請書」という。）を所長に提出しなければならぬ。

(貸付決定)

第四条 所長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査して、貸付の適否を決定し、貸付を行う場合にあつては病害虫防除用機具貸付承認書（様式第二号以下「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の承認書を受けた者が防除機具を借り受けると

きは、所長に借受証(様式第三号)を提出しなければならない。

(経費の負担)

第五条 防除機具の引取、管理及び返納に要する経費は、すべて借受人の負担とする。

(借受人の義務)

第六条 借受人は、善良な管理者の注意をもつて防除機具を管理するとともに、これを転貸してはならない。

(損耗、補償等)

第七条 借受人は防除機具を破損し、又は滅失したときは、すみやかに書面をもつて所長に報告するとともに、本人の負担においてこれを修理し、又はその損害を補償しなければならない。但し、借受人の責に帰することができないと認められるときはこの限りでない。

(返納)

第八条 借受人は、防除機具を返納しようとするときは、関係吏員の検査を受けて、当該防除機具が貸付を受けた時と同一状態である旨の確認を得なければならない。

2 借受人は、前項の確認を得るまでは、修理又は損害補償の責を免がれない。

3 所長は緊急に防除機具を必要とするとき若しくは借受人がこの規則に違反し、又は貸付を不相当と認めるときは、貸付期間中であつても防除機具の返納を命ずることがある。

(報告)

第九条 借受人は、防除機具の返納後一週間以内に防除実績報告書(様式第四号)を所長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第一号)

年 月 日

名称

責任者 氏

名 ④

〇〇病害虫防除所長殿

病害虫防除用機具借受申請書

病害虫の防除を緊急に実施するため、次のとおり防除機具を借受けたいから鳥取県病害虫防除用機具貸付規則第三条により申請します。
なお この申請により貸付を受けた場合は、鳥取県病害虫防除用機具貸付規則による借受人の義務を完全に履行することを誓約します。

一 借受希望機具の種類及び台数

二 借受希望期間

年 月 日から
年 月 日まで

三 防除対象病害虫の種類

四 使用農薬名

五 防除区域及び面積

六 返納日時及び場所

(様式第二号)

年 月 日

〇〇病害虫防除所長

殿

病害虫防除用機具貸付承認書

年 月 日付病害虫防除用機具借受申請書を審査の結果、次のとおり貸付を承認する。

一 防除機具の種類及び台数

二 貸付期間

年 月 日から
年 月 日まで

三 引渡期日及び場所

四 返納期日及び場所

(様式第三号)

年 月 日

名称

責任者 氏

名 ④

〇〇病害虫防除所長殿

借 受 証

年 月 日付病害虫防除用機具貸付承認書に

基き、次のとおり病害虫防除用機具を確かに借用致しま

- 一 防除機具の種類及び台数
- 二 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

(様式第四号)

年 月 日

名称 責任者 氏 名

名 印

〇〇病虫害防除所長殿

防除実績報告書

年 月 日 借受けました防除機具による防除

実績を次のとおり報告します。

- 一 防除の状況
- (イ) 防除した病虫害の種類
- (ロ) 防除面積
- (ハ) 防除した期日
- (ニ) 防除実施の方法

- 二 使用薬剤の種類及び数量
- 三 借受機具別使用状況

機 種	備 番	使用台数	稼働日数	稼働延時	防除面積	故障の有無及び補修の状況

- 四 防除及び機具修理に要した経費
- 五 その他必要な事項

告 示

鳥取県告示第三百五十六号

次の地域における昭和三十年年度第一、四半期分通信地区の修正測量を終了した旨広島島郵政局長から通知を受けた。

昭和三十年七月二十二日

鳥取県知事 遠 藤

茂

測量地域 倉吉市及び東伯郡

鳥取県告示第三百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定に基き岩美郡米里村の区域を廃し、その区域が鳥取市に編入されたことに伴い、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第二項の規定により昭和三十年七月二十日から鳥取市邑美農業委員会の区域が次のとおり変更された。

昭和三十年七月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

農業委員会の名称区域 区 域
鳥取市邑美農業委員会 前の岩美郡米里村及び鳥取市
邑美農業委員会の区域